



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

No.260

2020 Mar.

3

The Kiyuna

http://www.eonet.ne.jp/~asn/

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

現在、新型コロナウイルス感染が続いており、欧米をはじめ全世界に拡大してきました。2020年7月24日から開催される予定の東京オリンピックの実施が危ぶまれています。日本が沈静化しても世界中のオリンピック・パラリンピックのアスリートたちが来日できないのではないかと心配します。

今年度の世界自閉症啓発デーの取り組みである、啓発ウオークと郡山城天守台ブルーライトアップもこの新型コロナウイルスのことで中止が決定となりました。残念ですが、また来年以降の実施で頑張りましょう。奈良県では各学校は3月24日まで

休校、そのまま春休みに入るようです。3月13日新型コロナウイルス対策の特別措置法が制定され緊急事態宣言が可能となりました。今後、都道府県知事が外出の自粛や学校の休校などの要請や指示を行うことがあります。現在、できるだけ人の集まる集会を避けるよとの呼びかけが行われており、コロナウイルス感染収束についての今後が見通せません。

さて、2020年度特定非営利活動法人奈良県自閉症協会第13回総会の開催ですが、5月22日(金曜日)DMGMORI やまと郡山城ホールの会議室BCにおいて開催を予定していま

す。時間は10時受付10:30~15:00を予定しています。ただし、これからの状況によって延期もあり得ますし、諸事情により、従来と違った会員のみでの総会や、従来とは異なる内容となるかもしれません。

詳細は、次号の絆と会員宛て郵便でお知らせしたいと考えています。総会実施内容の変更等は奈良県自閉症協会のホームページ「きずな」http://www.eonet.ne.jp/~asn/に随時、情報掲載していきますので、時々、ご覧いただき各自お確かめ願えれば幸いです。

(河村)

病院患者虐待事件

NDF 奈良障害フォーラムを通じて神出(かんで)病院患者虐待事件に関する情報提供がありました。事件の内容は次のようなものです。…患者同士の性的行為を強要か 病院での虐待動画、数十本 … 神戸市西区の精神科病院「神出(かんで)病院」で入院患者を虐待したとして、元看護助手1人と看護師5人が準強制わいせつ 容疑などで逮捕された事件で、元看護助手らが男性患者に無理やり性的な行為をさせていた疑いがあることが、捜査関係者への取材でわかった。押収した元看護助手の

スマートフォンにこの場面を撮影した動画を含め、患者を虐待したとみられる動画が数十本保存されていたという。

兵庫県警によると、昨年12月、別の強制わいせつ事件で逮捕された元看護助手の和田元規容疑者(27)のスマホに病院内での虐待とみられる動画があった。県警は動画をもとに、和田容疑者らが2018年10月~19年9月、入院患者同士でキスをさせたほか、トイレで水をかけたり、柵付きのベッドを覆いかぶせて閉じ込めたりしたとして、準強制わいせつや暴力行為等処罰法違反などの容疑で4日に逮捕した。被害

にあったのは、当時50~70代の男性患者3人だった。

捜査関係者によると、動画は数十本保存されており、中には男性患者同士での性的な行為を無理やりさせる場面も映っていたという。県警は、この事案についても準強制わいせつ容疑を視野に調べる方針だ。和田容疑者らは、これらの動画を容疑者らの間で共有していたとみられるという。事件を受け、神戸市は精神保健福祉法に基づき、同病院に6日に立ち入り検査に入ることを決めた。患者らから虐待について聞き取りを進めるといふ。

(朝日新聞 2020.03.05)

**最終弁論における
植松聖被告の意見陳述**

2020年2月19日 横浜地裁で行われた相模原事件の裁判員裁判が結審しました。予想通り植松聖は、死刑求刑がされてもこれまでの独善的な主張は全く変化がなく、むしろ裁判の場を自説の宣伝の場所としたことを誇りにしている様子だったようです。以下は、第16回公判(最終弁論)における植松聖被告の意見陳述です。…「恐縮ですが、3つあります。一つ目に、ヤクザはお祭りやラブホテル、タピオカ、芸能界など様々な仕事をしています。ヤクザは気合の入った実業家なので罪を重くすれば犯罪ができなくなります。しかし、捕まるのは下っ端なので、司法取引で、終身刑にします。刑務所の中で幸せを追求できれば問題ないし、その方が生産性も上が

るのではないのでしょうか」「2つ目に、私はどんな判決でも控訴致しません。1審だけでも長いと思いました。これは文句ではなく、裁判はとても疲れるので負の感情が生まれます。皆様の貴重なお時間をいただき大変申し訳なく思いました」「3つ目に、重度障害者の親はすぐに死ぬことがわかりました。寝たきりなら楽ですが、手に負えない人もいます。病は気からなので、人生に疲れて死んでしまいます。日本は世界から吸血国家と呼ばれており、借金は1110兆円になったと、2月11日に報道されました。もはや知らなかったで済まされる範囲をとっくに超えています。文句を言わず、我慢された33名のご家族と親を尊敬致します」「最後になりますが、この裁判の本当の争点は、自分が意思疎通がとれなくなった時を考えることだと思います。長い間皆様にお付き

合いただき、厚くお礼を申し上げます。ご静聴、誠にありがとうございました」(※2020年2月27日(木)配信 篠田博之 月刊『創』編集長法廷で「控訴しません」と宣言した相模原事件・植松聖被告が接見禁止で気になることより抜粋)

そして、3月16日(月)横浜地方裁判所は求刑通り、植松聖被告に死刑判決を言い渡しました。判決文中で、動機に関して裁判長は、到底認められないが理解が可能なこととして、「意思疎通できない障害者は不幸であり、殺害すれば賛同が得られると考えた」と述べています。そして、この差別的主張は、やまゆり園で働いた経験から考えるようになった。殺害は計画的で一貫性のある行動であった。と分析している点が非常に気になります。結局裁判では植松の間違いに気づかせ、自身の罪を納得させることはできませんで

した。障害者は不幸であるとして忌み嫌うこの問題は、我々の心の中に潜む差別意識の本音との戦いであることをあらためて痛切に考えさせられました。(河村)

○きょうされん要望3/4

新型コロナウイルス感染症に係る障害のある人及び障害福祉事業所に関する要望書

平素より、障害のある人の地域生活を促進するためにご尽力されていることに、敬意を表します。さて今般、新型コロナウイルス感染症の流行拡大が国民の間に不安と混乱を広げています。障害のある人は平時から基礎疾患や健康面及び精神面の不安を抱えている場合が多く、その上に新型コロナウイルス感染症という目に見えない不安要素が加わり、そのストレスや対策のための労

力の大きさは計り知れません。また、障害福祉事業所のみならず、支援や経営に係る不安を抱えつつ、障害のある人を支える活動を懸命に継続しています。こうした中、障害のある人の感染が確認されたとの報告もあり、緊張感が高まっています。こうした目下の状況を踏まえ、障害のある人の命と健康を守る観点から、下記の点を要望いたします。

1. 予防のための措置について

○ 障害福祉事業所や障害のある人の家庭、病院等に対し、マスク、消毒液等予防のために不可欠な物資が優先的に供給されるようにするための措置を講じてください。上記物資の備蓄分を障害福祉事業所等に提供し始めた自治体があることから、こうした取組みを全国の自治体に要請してください。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合や、感染者の濃厚

接触者となった場合等にどうすればよいのか分からないという障害のある人や家族等の訴えがあります。こうした場合の相談窓口に関する情報を広く、わかりやすい形で周知してください。また、感染者や濃厚接触者等が不当な差別的取り扱いを受けないよう、ウイルスに関する正しい知識や対処の方法も同様に周知してください。

2. 検査と治療体制について

○ 障害のある人の間でも、症状が見られるにもかかわらずPCR検査を受けることができないケースがあり、家族や事業所の対策が後手に回るとの指摘があります。検査体制を早急に整備するとともに、障害のある人や高齢者等が優先的に検査を受けることができるようにしてください。

○ 障害のある人の感染が確認された場合に速やかに適切な治療を受け

ることができるようにしてください。グループホームや入所施設等で集団での生活をする人が感染した場合には、優先的に入院できるようにするとともに個別に応じた適切な支援策を講じてください。

○ 障害のある人は低所得であることが多いことから、新型コロナウイルス感染症の 治療等にかかる費用の助成制度を創設してください。

3. 事業所や障害団体等への支援について

○ 障害福祉事業所における生産活動も、新型コロナウイルス感染症の拡大で大幅な 縮小を余儀なくされており、障害のある人への工賃等の支払いが困難になる事態が懸念されます。新型コロナウイルス感染症の影響による生産活動の損失を補填するための措置を講じてください。

○ 報酬が日額方式であることから、事業所は休業した場合に無収入にな

ることへの不安を抱えています。このような事態で、事業所が安心して休業を含む適切な対策を講じることができるよう、報酬を月額方式にすることを検討してください。

○ 本年2月 20 日付事務連絡にて、都道府県等からの要請を受けた休業や市町村の判断で障害のある人が休業所する場合には、居宅等で支援をしたと市町村が認めれば報酬の対象にできるとされています。これをさらに拡大し、すべての支援メニューにおいて、障害のある人が自主的に休所及び支援のキャンセルをした場合並びに事業所が自主的に休業した場合も、電話での相談等居宅以外の方法を含め支援をした場合は、報酬の対象としてください。これらを実施してもなお、従前と比較して大幅な減収となる場合には、これをさらに補填するための措置を講じてください。

○ 小中高等学校等の臨時休校が広がり、子育て世代の支援員等が出勤できない等、障害のある人への支援の現場で支障が出始めています。支援員不足を補うための対策により追加の件費が発生した事業所に対し、これを補填するための措置を講じてください。

○ 政府の要請を受け、事業所や障害団体等がイベント等を中止する動きが広がり、これによるキャンセル料の発生や予定していた収益が得られない等の損失が生じています。財政基盤の脆弱なこうした事業所や団体等への経済面での救済措置を講じてください。

4. 今後に向けて

○ 新型コロナウイルス感染症の影響で障害福祉事業所等が休業する場合のガイドラインを、専門家の意見を十分に踏まえて作成、公開してください。

○ 仮に障害福祉事業所に一律の休業を政府が要請した場合、障害のある人の介護にかかる家族の負担が増し、家族全員が心身ともに疲れ果て、最悪の事態にもつながりかねません。障害福祉事業所に一律の休業要請は行わず、個別の判断と対応に対して国及び自治体が手厚く支援してください。

○ 連日、事務連絡が発出されていますが、五月雨式で内容も分りにくくなっています。ポイントを絞って、必要な情報を分かりやすい形式で提供してください。

以上



ぶくぶく がらがらうがい
せっけんで手を洗う



ごはんを食べる
ぐっすり寝る



2020年3月3日

内閣総理大臣 安倍晋三 様
厚生労働大臣 加藤勝信 様

認定 NPO 法人日本障害者協議会（JD）
代 表 藤 井 克 徳

緊急要望

障害のある人のいのち・健康・くらしを守る緊急対策について

日本障害者協議会（JD）は、今般の新型コロナウイルスに関する国の対策について大きな不安や多くの疑問を感じています。国に対する信頼を大きく揺るがす重大な事態です。

障害のある人の中には呼吸器の疾患をもつ人や、腎臓病、糖尿病の人、また、難病の人なども多いことにかんがみ、障害のある人のいのち・健康・くらしを守るため、学び、働くことを支えている教育、福祉について、以下のことを求めます。

1. マスクや消毒液の提供

障害のある人がいる世帯、並びに障害のある人を支える事業所（通所施設、入所施設、居宅支援事業所等）に、マスクや消毒液を提供してください。

2. 障害のある人の医療受診の迅速化

発熱など体調に変化がみられる障害のある人が、迅速に医療機関を受診できるよう、各自治体に通知し、各医療機関が障害のある人の検査・治療を行えるようにしてください。

3. 全国一律の休校要請の見直し

安倍総理大臣による全国一律の休校要請には、休校により生じる障害のある子どもたちとその家族の状況や困難に一切配慮がありませんでした。通学できないことによる生活リズムの乱れや不安定な生活から生じる、障害のある子どもたちや家族への影響は計り知れません。一律の休校要請ではなく、各教育委員会、学校の実態を踏まえた柔軟な対応ができるようにしてください。

4. 障害福祉サービス報酬の日額払い制度の廃止

障害福祉事業所では、障害のある人の体調不良や発熱などの場合には通所せず、安静に過ごすことを推奨しています。しかし、現在の日額払いの報酬支払いでは、休所する人や休所期間が長引くことは、経営困難に直結します。日額払い制度を早急に廃止してください。

5. 障害福祉事業所への収入補填

工賃向上を求められている就労継続支援 A 型・B 型事業所等では、この間のさまざまな取り組みの自粛・休止で、仕事や販売の場所や機会を失っています。通常の給料や工賃支払いの水準を担保するためにも事業所への収入の補填策を講じてください。

学校の一斉臨時休業に関する緊急要望書

内閣総理大臣 安倍晋三 殿 厚生労働大臣 加藤勝信 殿 文部科学大臣 萩生田光一 殿

障害のある子どもの放課後保障全国連絡会（全国放課後連）

会長 園山満也 2020/2/29

このたび、新型コロナウイルス感染症対策のためとして、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業を要請する方針が2月27日に内閣総理大臣より示され、それを受けた通知が2月28日に文部科学省から出されました。新型コロナウイルスの感染拡大の防止は重要なことではありますが、急に学校が長期間にわたり休業になることは、子どもたちの生活のリズムを壊すことにつながり、障害のある子どもたちにはとりわけ大

きな負担になると危惧されます。また、外出を避けて自宅で過ごすことは、障害のある子どもにとって大きなストレスになりかねません。また、障害のある子どもの保護者の心身のストレスの増大や、保護者の就労と子どものケアの両立が困難になることが懸念されます。また、学校が臨時休業になることで障害のある子どもたちが放課後等デイサービス事業所や放課後児童クラブなどに通所するという状況については、新型コロナウイルス感染症防止という観点から見ても疑問があります。今後において今回の一斉臨時休業要請の妥当性の検証がなされるようお願いするとともに、以下のことを緊急に要望いたします。

I 全体的要望

1. 臨時休業の期間や形態は地域や学校の実情を踏まえるべきものであることを周知してください。2月

28日の文部科学省通知においては、「臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません」とされています。このことの周知をしてください。

2. 障害のある子どもの「居場所」が確保されるようにしてください。

2月28日の文部科学省通知の7（障害のある幼児児童生徒に関すること）においても、障害のある子どものなかには「保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられる」として、「幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと」とされています。

そして、「やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多

くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと」とされています。また、「特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること」とされています。このような通知の趣旨の周知をしてください。既に臨時休業が決定された学校についても、通知の趣旨をふまえた再検討を促してください。

II 個別的要望

1. 子ども、保護者関連（1）支給日数についての柔軟な対応がなされるようにしてください。学校の休業にともなって障害のある子どもが放課後等デイサービス事業所に通所する場合に、支給日数が不足する場

合が生じることが考えられます。障害のある子どもが必要に応じて放課後等デイサービスに通えるよう、支給日数についての柔軟な対応（例えば、3月の利用日数がオーバーした場合の事後的な承認など）がなされるようにしてください。

（2）利用調整が適切になされるようにしてください。2月27日付け厚労省事務連絡（「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」）では、保護者が利用希望したものの、放課後等デイサービス事業所において利用調整が困難な場合には、「教育委員会又は学校長」が放課後等デイサービスの利用調整を行うという方向である旨記載されています。しかし、教育委員会や学校長は放課後等デイサービス事業所の実情を把握しておらず、利用調整を行うこと

は不可能です。また、都道府県の福祉部局においても、事業所の実情を把握していないため、利用調整は不可能、もしくは、不適切となる可能性が高いです。放課後等デイサービス事業所、障害児相談支援事業所が参加している地域の自立支援協議会等の協力をあおいだ上で利用調整をしてください。

2. 事業所運営関連（1）財政支援策について

①放課後等デイサービス事業所の開所を支えるための財政措置を行ってください。放課後等デイサービス事業所は、その多くが財政的な困難を抱えています。学校が臨時休業するもとも、障害のある子どもと家族のために最善を尽くすことになります。各事業所が財政面の心配をすることなく子どもたちの支援に全力を注げるよう、臨時の財政措置を行ってください。

②放課後等デイサービス事業所の減収を補償するための財政措置、および万が一感染者が生じた場合の財政措置等を行ってください。新型コロナウイルス感染症対策のために、やむを得ず休所する事業所、通所する子どもが減少した事業所などが財政的困難に陥ることのないよう、必要な財政措置を行ってください。万が一、各事業所に新型コロナウイルスの感染者（利用者である子ども、職員、保護者・家族）が生じた際には、感染者への治療等の対応は言うまでもありませんが、やむを得ず休所する事業所への休業補償（人件費、特別休暇、健康面での対応など）を行ってください。事業所の所在する都道府県・市区町村に対しては、休所する事業所への対応、指示を綿密に行うように指導してください。

(2) 放課後等デイサービス事業所

にアルコール消毒液やマスクを支給してください。アルコール消毒液やマスクの入手が困難になっています。国・自治体の責任において、アルコール消毒液やマスクを用意し、それらを必要とする放課後等デイサービス事業所に支給してください。

(3) 重心指定事業所への配慮 重心指定事業所は、看護師の配置、専門職の配置が必要です。看護師は常勤で雇用することが難しく、非常勤で補っている事業所が多くあります。看護師、専門職の配置が欠けたときに減算がされないことを徹底してください。また、医療的ケアを必要とする子どもの家庭では、人が集まる場所である放課後等デイサービス事業所へ行くことを避けるという判断がなされることも予想されます。そうした場合に、事業所の運営が困難になる可能性が出てきま

す。その他にも、上記したようにマスク、消毒液などの衛生用品が手に入らないのは、医ケア児支援にとっては生命に関わるものです。重心指定事業所の特性に応じた支援策を策定してください。

なお、今後、学校の一斉臨時休業を要請するというような重大な決定をするにあたっては、障害のある子どもと家族への影響を十分に考慮し、関係者の意見の聴取を可能な限り行ってください。以上

(全国放課後連) 学校の一斉臨時休業に関する緊急要望書(第2次要望)

2月29日に「学校の一斉臨時休業に関する緊急要望書」を提出させていただきました。その後、3月3日に「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに 係

るQ & A」(以下「Q & A」という。)が発出され、支給量、人員配置、開所時間などへの対応方針が示されました。私どもの要望内容にあったものも含め、ご対応いただいたことについて感謝いたします。

しかし、懸命に事業を実施する中で、各事業所は、都道府県・区市町村の対応の違い、支援・活動内容の抑制や人員確保などの面で困難な問題に直面しています。そこで、以下のことを要望いたします。

I 全体的要望

1、厚労省の事務連絡やQ & Aの趣旨に沿った通知が自治体から発出されるよう徹底してください。3月3日に発出されたQ & Aでは、柔軟な対応についての具体的な方針が示されました。しかし、「可能です」「差し支えありません」という文言で、自治体の裁量(要件裁量)が認められているものが多く、自治

体で具体的な事務連絡として発出されていないという声が届いています。これでは即応できないばかりか、地域ごとの違いも大きくなっています。自治体の裁量権で出される事務連絡が、厚労省の事務連絡及びQ & Aの趣旨に沿ったものとなるよう、自治体に再度要請をしてください。特にA17「児童の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合」については、「単なる欠席連絡」と「健康管理や相談支援など」の境界は曖昧であり、事業所が対応に苦慮しているところです。また人員が足りない中でも開所要請に従って開所している場合でも「居宅への訪問だけを算定する」という運用がされるなど、居場所づくりの趣旨に沿わない運用を行う自治体が出てくる可能性があります。なお、今回の緊急的措置の悪用が疑

われる事例については、その実態を把握し、対応策を講じてください。緊急的措置が悪用されることへの懸念を理由に、必要とされる「柔軟な運用」が阻害されることのないようにしてください。

2、不適切支援、虐待事案が生じないような策を講じてください。今般の緊急的に柔軟な対応は、定員超過、人員配置の不備を招く恐れがあるため、子どもへの不適切支援、虐待事案の発生の危険性があります。Q & AのA13では、「事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮するようにしてください」という言及はあるものの、子どもの身体拘束や部屋への閉じ込めなど、不適切支援・虐待防止への配慮への言及はありません。不適切支援・虐待事案の発生抑止を周知するとともに、予防と事案発生時の素早い対応についての策を検討し、各自治体

に対して周知・徹底を行ってください。

II 個別的要望

1、学校施設（教室、体育館等）を放課後等デイサービス事業所が円滑に利用できるように、文科省から各自治体の教育部門に再度協力要請を行ってください。3月2日に文科省が発出した事務連絡（「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」）には、放課後等デイサービスが教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能であり「積極的に施設の活用を推進すること」との記載があります。しかし現実には、教育委員会や学校長が貸し渋るケースが報告されています。放課後等デイサービス事業所では、「できるだけ子どもを受け入れる」努力をしているため、事業所内

に子どもが密集してしまう事態が生じています。特に、雨天には外遊びができず、また公共施設（公共の柔道場・剣道場、博物館や図書館など）もコロナウイルスの影響で閉鎖となっており、使える施設がありません。自治体の教育部門の中には、文科省から発出されている上記事務連絡の趣旨を理解していないところがあります。再度、文科省から放課後等デイサービス事業所の学校施設利用を積極的に行うよう周知を図ってください。

2、保護者負担への対応策を講じてください。現在、利用者負担金は、0円、4600円、37200円という上限の区分が設定されています。今回の一斉臨時休業の実施によって、利用日数が通常よりも大幅に増える家庭が出てくると予想されますが、この状況は、37200円の負担額の世帯にとっては重い負担となることを意

味します。今回の緊急的対応においては、学校休業日の単価となるため、その負担はより重くなります。3月の通常の利用による負担額と比較して、負担額が増加する場合には、その差額について負担を免除する等の利用者負担への軽減策を講じてください。

3、従業員の処遇状況を改善する方策を検討してください。現在、従業員は懸命に子どもたちへの支援・活動を行っています。従業員にも学齢期の子どもをもつ者もあり、勤務時間を調整したり、通常よりも少ない人員で支援・活動をしたりと従業員は身体的、精神的に厳しい状況での業務に当たっています。また、長い開所時間となることで、早出、残業といった状況も生じており、従業員の使命感、熱意がなければ運営を継続できない状況となっています。しかし、従業員の多くは低賃金の状態

であり、事業所も財政上、賃金を上げたくても上げられない状況があります。処遇改善加算の見直しがありました。それでも十分ではありません。その中で、今回の業務負担の増加が生じています。従業員の業務負担に見合うだけの賃金を保障できるような、処遇改善の措置を緊急的に実施してください。

以上



新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

（第3報）厚労省回答
今般、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和2年2月17日）が公表されたところです。今後、障害福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されます。この場合について、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いいたします。具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第19号により被災し

た障害者等に 対する支給決定等について」（令和元年10月15日付厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか連名事務連絡）における取扱いの考え方を参考にさせていただきます。なお、障害福祉サービス等の提供の継続性の観点から、都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合・サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合には、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能で

す。このほか、都道府県等から寄せられたご質問について、別添のとおり回答をお示しいたしますので、運用に当たり御参照いただくようお願いいたします。

問1 「サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合」の判断は、福祉部局の判断でよいか。

（答）お見込みのとおり。ここでいう判断とは、衛生管理の観点ではなく、近隣で新型コロナウイルス感染症の発症例が確認されており、住民の警戒が高まっている場合等、地域の状況を踏まえた判断を想定している。

問2 感染拡大防止の観点から事業所が自主的に休業している場合であって、利用者の居宅等においてできる限りの支援を実施した場合には、報酬の対象とすることが可能か。

（答）本来、社会福祉事業は、事業を継続することが基本であり、自主的な休業は想定されないが、今般の事情に鑑み、感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから自主的に休業することとした場合であっても、事業所が休業する旨市町村へ報告した上で、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能とする。なお、事業所から市町村への休業する旨の報告は、事前に行われることが望ましいが、緊急やむを得ない場合には事後的に行われることを妨げるものではない。

問3 「サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、

サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合」と感染拡大防止の観点から事業所が自主的に休業している場合の違いは何か。

（答）「サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合」は、地域の状況や事業所からの相談を踏まえた上で、個々の事業所又は特定地域の事業所に対し、市町村が休業の要請を行うことが想定される。

一方で、市町村からの休業要請はなくとも感染拡大防止の観点から事業所が自主休業する場合は、個々の事業所による当該事業所における対応に限られる。

問4 感染拡大防止の観点から、利用者の希望に応じて、①通所サービ

ス事業所におけるサービスの提供と、②当該通所サービス事業所の職員による利用者の居宅等のできる限りの支援を両方行うこととし、これら①と②のサービスを適宜組み合わせることも可能か。（答）可能である。別添

問5 新型コロナウイルスの感染が疑われる者へ訪問系サービスを提供するにあたり、利用者・家族及びヘルパーへの感染リスクを下げるため、訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った結果、サービス提供が短時間となった場合においても報酬を算定してよいか。

（答）居宅介護、同行援護及び行動援護については、個別支援計画等に定められた内容のうち、障害者等の地域生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行った場合は、サービス提供が20分未満となった場合であっても「30分

未満」の報酬を算定することとして差し支えない。重度訪問介護についても同様の場合においては、1事業者における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求は可能であり、また、サービス提供が40分未満となった場合であっても「1時間未満」の報酬を算定することとして差し支えない。

問6 訪問系サービスについて、通所系サービスの利用が出来なくなった発熱等の症状のある利用者に対するサービス提供の増加や、職員の発熱等により、人員基準上の必要な資格を持った人員が確保出来ない場合は基準違反となるのか。

（答）基本的には、相談支援事業所等が調整のうえ、有資格者を派遣する事のできる訪問系サービス事業所からサービス提供されることが望ましいが、やむを得ず指定等基準を満たすことが出来なくなった場合で

あっても、それが一時的なものであり、かつ利用者の処遇に配慮したものであれば、当該資格のない者であっても、他の事業所等で障害者等へのサービス提供に従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと市町村が認める者であれば、当該支援に従事することとして差し支えない。



新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間における読書活動の推進のための「子供の読書キャンペーン」特設ページの開設について

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間における児童生徒の学習の支援方策の一つとして、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイトの開設について」(令和2年3月2日事務連絡)(参考)において、「子供の学び応援サイト」の開設をお知らせしたところです。

この度、子供の読書活動を推進するため、新たに同サイトに「子供の読書キャンペーン ～きみの一冊をさがそう～」【https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00480.html】の

特設ページを設けました。この特設ページでは、著名人のおすすめの本や、読書関係団体の取組等を紹介しています。ついては、児童生徒及び保護者の皆様に周知し、御活用いただくようお願いいたします。

なお、毎年、多数の小学生、中学生、高校生が参加している「青少年読書感想文全国コンクール」(公益社団法人全国学校図書館協議会、毎日新聞社主催)のホームページでも「今こそホンヨモ!」の特設サイトが開設され、文部科学大臣のメッセージも掲載しておりますので申し添えます。このサイトは、文部科学省の上記特設ページからもバナーリンクを貼っています。各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校(高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。)及び社会教育施設並びに域内の市区町村教育委員X7会に対し、各指定都市教育委員会におか

れては、所管の学校及び社会教育施設に対し、各都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課におかれては、所管の附属学校に対し、厚生労働省におかれては、所管の高等課程を置く専修学校に対し、本事務連絡の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

(参考)「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイトの開設について」(令和2年3月2日事務連絡) https://www.mext.go.jp/content/20200303-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf
〈本件連絡先〉 文部科学省総合教育

政策局 地域学習推進課図書館・学校図書館振興室

TEL: 03-5253-4111
(内線: 2093)

府教委宛 京都府自閉症協会要望書 3/2

2月28日、「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における一斉臨時休業について」との文部次官通知が出されました。

その中で、障害のある幼児、児童、生徒に関することとして、「やむを得ず幼児、児童、生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児、児童、生徒が同じ場所で長時間集まることのないよう、必要な対策を取った上で、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。」とされています。自閉スペクトラム

症の子どもたちには、決まった日課の急な変更により弱い障害特性があり、理由も理解できないまま、家で長期間にわたり親と過ごすことは、親子ともに大きな負担となります。また、問題行動を引き起こしかねません。共働き家庭やひとり親家庭も増えている現状で、学童保育や放課後等デイサービスが受け皿であるかのように言われますが、職員不足や事業所不足で、希望者すべてが受け入れられるとは思えません。かえって、子ども集団の密度が高まり、感染症の恐れが強まる懸念があります。特別支援学校は比較的敷地が広く、一般校に比べて児童生徒数は少なく、大きな集団にならないよう、時間や活動内容等を工夫すれば、学校こそが最も安全な場であると言えます。今回の突然の発表のため、困惑している家庭が多く、どうぞ家庭の窮状をご理解ください。以上の理

由から、当協会としては以下について要望いたします。1、特別支援学校に在籍する児童、生徒で希望のある場合、3月3日から春期休業までの間、学校で受け入れてください。2、送迎バスを通常通り運行して下さい。給食も可能な限り実施していただくようお願いいたします。以上



新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（厚生労）2/20

今後、新型コロナウイルスへの対応に伴い、障害福祉サービス事業所等の運営にも影響が及び、特に就労継続支援A型・B型事業所においては、生産活動収入の大幅な減少も予測されます。就労継続支援A型については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定基準」という。）第192条第6項では、「賃金及び第3項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。」

とされていますが、今回の新型コロナウイルスへの対応等により、生産活動収入の減少が見込まれるときには、指定基準同条同項ただし書を適用することができます。また、就労継続支援B型についても、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付け障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により、前年度の平均工賃月額を算定に当たって、インフルエンザ等の流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった者については、工賃支払対象者の総数から除外することが可能となっていることから、今回の新型コロナウイルスへの対応につ

いても同様に扱うこととして差し支えありません。さらに、同通知において、災害等で一定の条件を満たす場合には、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とするとされているところであり、今回の新型コロナウイルスへの対応についても、同様に扱うことを可能とします。具体的には、当該事業所又は取引先企業等において新型コロナウイルスへの対応が必要となった場合において、これに伴い、生産活動収入の減少が見込まれ、当該事業所の工賃支払額が減少することが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合にも可能とします。なお、就労継続支援事業所や就労移行支援事業所については、国内の感染拡大防止に万全を期すため、「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その2）（令和2年

2月14日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）」等を踏まえ、感染症対策等に努めていただいているところですが、これに引き続き対応いただくとともに、市町村においても、例えば、事業所が在宅でのサービス提供が可能である場合には、必要に応じて、在宅でのサービス利用を認める等、感染拡大防止の観点から柔軟な対応を適宜検討いただきますようお願いいたします。以上について、各都道府県、指定都市又は中核市におかれましては、特段の配慮をいただくとともに、市町村、就労継続支援A型・B型事業所等への周知をお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）2/20

今般、「新型コロナウイルス感染

症についての相談・受診の目安」（令和2年2月17日）が公表されたところです。今後、障害福祉サービス等事業所において、新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されます。この場合について、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いいたします。具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第19号により被災した障害者等に対する支給決定等について」（令和元年10月15日付厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか連名事務連絡）における取扱いの考え方を参考にさせていただきますようよろしくお願いいたします。なお、障害福祉サー

ビス等の提供の継続性の観点から、都道府県、保健所を設置する市又は特別区からの休業の要請を受けて休業している場合・サービス事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者に感染するおそれがある場合等、サービス事業所での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合に利用者の居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能です。

○「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日付事務連絡）」に関するQ&Aについて
社会福祉施設等（入所施設・居住

<p>系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）でお示ししているところですが、特にご質問の多い事項について別紙のとおりQ&Aとしてとりまとめました。管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。</p> <p>問1 社会福祉施設等の利用者への対応に関し、高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える者又は妊婦について、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し指示を受ける目安として、「37.5℃以上又は呼吸器症状が2日以上続</p>	<p>いた場合」とされているが、37.5℃以上が2日程度続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合も含まれると考えてよいか。</p> <p>（答） 貴見のとおり。</p> <p>問2 社会福祉施設等の利用者への対応に関し、具体的な対応として「疑いのある利用者にケアや処置をする場合には、職員はサージカルマスクを着用すること」とされているが、マスクの着用でよいか。</p> <p>（答） 貴見のとおり。</p> <p>○社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について</p> <p>社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供さ</p>	<p>れることが重要である。このため、社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての医療機関、社会福祉施設等の対応について」（令和2年2月28日付厚生労働省医政局ほか事務連絡）等において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策（咳エチケット、手洗い、アルコール消毒等）、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応 ・職員や利用者に発熱等の症状がある場合の対応、面会制限等の感染拡大防止のための対応 ・職員の確保が困難な場合における対応 ・介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱い等をお示してきたところである。今般、「社会福祉施設等（入
<p>所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等で示している社会福祉施設等における感染拡大防止のための取組の中でも、社会福祉施設等において感染が疑われる者が発生した場合における留意事項について整理したので別紙のとおりお示しする。お示した内容を踏まえ、介護保険施設においては、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催等により、</p> <p>・新型コロナウイルスの感染拡大に向けた取組方針について再検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針に基づく取組の再徹底をお願いするとともに、その他の社会福祉施設等においても、これに準ずる対応をお願いしたい。新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けては、行政、医療関係者、事業者、利用者間の円滑な意思疎通が重要であり、社会福祉施設等においても職員間での情報共有を密にするとともに、感染防止対策の取組を連携して進めていただきたい。なお、本事務連絡は新型コロナウイルス感染症への対応を示したものであり、他の感染症（尿路感染症、蜂窩織炎等）等として診断又は加療されている場合の対応を示したのではないことを申し添える。 <p>○社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）において新型コロナウイルス感染が疑われる者</p>	<p>が発生した場合の対応について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者について 新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等の利用者等（当該施設等の利用者及び職員等をいう。）であって、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者をいう。 2. 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の当該社会福祉施設等における対応について <p>新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、当面、協力医療機関に相談し、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。</p> <p>① 情報共有・報告等の実施 ② 消</p>

<p>毒・清掃等の実施</p> <p>③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定</p> <p>④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施</p> <p>⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施</p> <p>① 情報共有・報告等の実施 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。また、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、当該利用者の家族等に報告を行う。</p> <p>② 消毒・清掃等の実施 新型コロナウイルス感染が疑われる者の居室及び当該利用者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を</p>	<p>着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液※ 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月）の88ページを参考にすること 別紙 清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。</p> <p>③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。</p> <p>・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触が</p>	<p>あつた者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者 ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者 <p>④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施 濃厚接触が疑われる利用者については、以下の対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該利用者については、原則として個室に移動する。 ・ 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。 ・ 当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととする。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。 ・ 職員は使い捨て手袋とマスクを着用す
<p>る。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。 ・ 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。 ・ 当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染防止のための取組を促す。 ・ 施設長等の指示により、来訪者に対して利用者との接触の制限等を行う。 <p>（個別のケア等の実施に当たっての</p>	<p>留意点）濃厚接触が疑われる利用者に対する個別のケア等の実施に当たっては以下の点に留意する。</p> <p>（i）食事の介助等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事介助は、原則として個室で行うものとする。 ・ 食事前に利用者に対し、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。 ・ 食器は使い捨て容器を使用するか、または、濃厚接触が疑われる利用者のものを分けた上で、熱水洗浄が可能な自動食器洗浄機を使用する。 ・ まな板、ふきんは、洗剤で十分洗い、熱水消毒するか、次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後、洗浄する。 <p>（ii）排泄の介助等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用するトイレの空間は分ける。 ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ おむつは感染性廃棄物として処理を行う。 ※ ポータブルトイレを利用する場合の介助も同様とする。（使用後ポータブルトイレは洗浄し、次亜塩素酸ナトリウム液等で処理を行う。） （iii）清潔・入浴の介助等 ・ 介助が必要な場合は、原則として清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は熱水洗濯機（80℃10分間）で洗浄後、乾燥を行うか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。 ・ 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は、入浴を行ってもよい。その際も、必要な清掃等を行う。 （iv）リネン・衣類の洗濯等 ・ 当該利用者のリネンや衣類については、その他の利用者とは必ずしも分ける必要はないが、熱水洗濯機（80℃10分間）で処理し、洗浄後乾燥させるか、または、次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後、洗濯、乾燥を行う。 ・ 当該

<p>利用者が鼻をかんだティッシュ等のゴミの処理は、ビニール袋に入れて感染性廃棄物として処理を行う。</p> <p>⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施 濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。</p> <p>社会福祉施設等（通所・短期入所等）において 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合の対応について</p> <p>1. 新型コロナウイルス感染が疑われる者について 新型コロナウイルス感染が疑われる者とは、社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る。）の利用者等（当該施設等の利用者及び職員をいう。）であって、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が4日以</p>	<p>上（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については2日程度）続いている者又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある者をいう。2. 通所施設等における対応 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、当該施設等は、当面、以下の対応を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。① 情報共有・報告等の実施 ② 消毒・清掃等の実施 ③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定 ④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施 ⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施</p> <p>① 情報共有・報告等の実施 当該施設等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該施設等は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けること。</p>	<p>また、速やかに管理者等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。</p> <p>② 消毒・清掃等の実施 新型コロナウイルス感染が疑われる者が利用した部屋や車両等については、清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液※2で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。※ 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」（2019年3月）の88ページを参考にすること、なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、</p>
<p>消毒用エタノールで清拭する。</p> <p>③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者と長時間の接触があった者 ・ 適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を介護していた者 ・ 新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者 <p>④ 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施 濃厚接触が疑われる利用者については、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。</p>	<p>①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。なお、短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。</p> <p>⑤ 濃厚接触が疑われる職員に係る適切な対応の実施 濃厚接触が疑われる職員の中で、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応する。</p> <p>3. 訪問介護事業所等における対応</p> <p>① 訪問介護事業所等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合訪問介護事業所等が新型コロナウイルスの感染が疑われる者を把握した場合、当該事業所は、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡</p>	<p>し、指示を受けること。また、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者への報告を行う。さらに、当該利用者の主治医及び担当の居宅介護支援事業所等に報告を行う。なお、保健所の指示があった場合は、その指示に従うこと。感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる職員のうち発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい。</p> <p>② 濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施</p> <p>①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。その際、地域の保健所とよく相談した上で、訪問介護の必要性を再度検討するこ</p>

<p>と。</p> <p>③ 訪問介護事業所等がサービス提供を行う場合 ②の結果、訪問介護の必要性が認められ、サービスを提供することとなる 場合には、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。 ・ サービスの提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、感染 防止策を徹底すること。具体的には、サービス提供前後における手洗いや うがい、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。 (サービス提供にあたっての留意点) ・ 自身の健康管理に留意し、出勤前 	<p>に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 濃厚接触が疑われる者その他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。 ・ 訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。ただし、やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当 該利用者との距離を保つように工夫する。 ・ 訪問時には、換気を徹底する。 ・ 濃厚接触が疑われる者のケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とマスクを着用すること。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。 ・ 体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行う。 ・ サービス提供開始時と終了時に、 	<p>液体石けんと流水による手洗いまたは消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。(個別のケア等の実施に当たっての留意点)</p> <p>(i) 食事の介助等 ・ 食事前に利用者に対し、液体石けんと流水による手洗い等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、または、洗剤での洗浄を行う。 ・ 食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫を行う。 <p>(ii) 排泄の介助等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。 <p>(iii) 清潔・入浴の介助等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介助が必要な者(訪問入浴介護を利用する者を含む)については、原
<p>則清拭で対応する。清拭で使ったタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。</p> <p>(iv) 環境整備 ・ 部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液※3で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有※ 次亜塩素酸ナトリウム液の濃度については、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(2019年3月)の88ページを参考にすること。害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う。(参考)「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」(2019年3月)88ページ抜粋 対象物による消毒方法</p>	<p>対象 消毒方法 手指・エタノール含有消毒薬：ラビング法(30秒間の擦式)ワイピング法(拭き取り法)・スクラブ剤による洗浄(消毒薬による30秒間の洗浄と流水)</p> <p>嘔吐物、排泄物 ・ 嘔吐物や排泄物や吐物で汚染された床は、手袋をして0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。差し込み便器(ベッドパン)・熱水消毒器(ベッドパンウォッシャー)で処理(90℃1分間)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洗浄後、0.1%次亜塩素酸ナトリウムで処理(5分間)。 ・ リネン・衣類・熱水洗濯機(80℃10分間)で処理し、洗浄後乾燥させる。 ・ 次亜塩素酸ナトリウム(0.05～0.1%) <p>浸漬後、洗濯、乾燥させる。食器・自動食器洗浄器(80℃10分間)・洗剤による洗浄と熱水処理で十分である。まな板、ふきん ・ 洗剤で十分洗い、熱水消毒する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次亜塩素酸ナトリウム(0.05～0.1%)に 	<p>浸漬後、洗浄する。ドアノブ、便座・消毒用エタノールで清拭する。浴槽 ・ 手袋を着用し、洗剤で洗い、温水(熱水)で流し、乾燥させる。カーテン ・ 一般に感染の危険性は低い。洗濯する。 ・ 体液等が付着したときは、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。</p>



☆4月2日は世界自閉症啓発デー ☆4月2～8日は発達障害者啓発週間

世界自閉症啓発デー in NARA 2020 イベント中止

☆自閉症理解啓発ウォーク (奈良・三条通り)

☆ライトアップブルー (大和郡山城天守台)

上記イベントをコロナウイルス対策等により中止いたします。

皆様、引き続き自閉症への理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

また、この春、皆様方以上に不安を募らせている当事者子どもたちに

自分でできる健康と安心のためのスキルを伝えてください。

どうぞ、よろしく願いいたします。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

2020年度 自閉症eサービス@奈良



初任者のための実技講習 (北部)

自閉症の方とかわかることになった初任者向けの研修です。
適切なかわり方や教え方をロールプレイで学べます！
受講生同士でグループになり、課題や体験を取り組めます。

2020年

7月11日 土 10:00-16:30

奈良市総合福祉センター(定員30名) ※申し込み締切7月3日(金)
近鉄「高の原駅」下車、奈良交通バス「左京循環」利用【総合福祉センター前】
またはJR「平城山駅」、徒歩20分
※車で越しの際は、奥のグラウンド駐車場へお停めください。
※近くに飲食店がありません。できるだけ昼食をご持参ください。

このワークショップで学べる点

- ・自閉症の障害特性や特性の体験
- ・適切なかわり方
- ・観察のポイント
- ・構造化のアイデア
- ・暴発のプロセスや介入方法etc...

昨年度の受講生の声
・グループワークや体験を
実際に 行ったので、積極
的に学ぶことができました。
(施設職員)
・普段の悩みを共有できて
よかった (学校関係)

をグループワークや体験を通して学びます

講師(敬称略)

由利 正樹 (奈良市社会福祉協議会)
久永 洋 (社会福祉法人あゆみの会)
他 アシスタント数名

受講料

年間パスあり: 4,000円
年間パスなし: 8,000円

※レジュメ集(¥1,300)が必要です。
お持ちでない方は当日受付で購入ください。

お問い合わせ・申し込み

自閉症eサービス奈良事務局
〒630-0222 生駒市巻分町356-2 社会福祉法人いごま福祉会 かざぐるま内
FAX: 0743-77-6868 e-mail: esnara.info@gmail.com
HP: <http://esnara.jimdo.com/>
上記宛先まで裏面の申込み用紙をFAX、e-mailで送付してください。
スタッフが常駐していませんので、問い合わせの返信が遅れることがあります。

2020年度 自閉症eサービス@奈良



初任者のための実技講習 (南部)

自閉症の方とかわかることになった初任者向けの研修です。
適切なかわり方や教え方をロールプレイで学べます！
受講生同士でグループになり、課題や体験を取り組めます。

2020年

8月29日 土 10:00-16:30

奈良県産業会館(定員30名) ※申し込み締切8月14日(金)
JR「高田駅」東出口すぐ。
近鉄「大和高田駅」から「トナリE大和高田」方面徒歩5分
※駐車場はありますが、あまり大きくありません。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

このワークショップで学べる点

- ・自閉症の障害特性や特性の体験
- ・適切なかわり方
- ・観察のポイント
- ・構造化のアイデア
- ・暴発のプロセスや介入方法etc...

昨年度の受講生の声
・グループワークや体験を
実際に 行ったので、積極
的に学ぶことができました。
(施設職員)
・普段の悩みを共有できて
よかった (学校関係)

をグループワークや体験を通して学びます

講師(敬称略)

喜多 学志 (ひまわりの家)
桂 充正 (吉野学園)
他 アシスタント数名

受講料

年間パスあり: 4,000円
年間パスなし: 8,000円

※レジュメ集(¥1,300)が必要です。
お持ちでない方は当日受付で購入ください。

お問い合わせ・申し込み

自閉症eサービス奈良事務局
〒630-0222 生駒市巻分町356-2 社会福祉法人いごま福祉会 かざぐるま内
FAX: 0743-77-6868 e-mail: esnara.info@gmail.com
HP: <http://esnara.jimdo.com/>
上記宛先まで裏面の申込み用紙をFAX、e-mailで送付してください。
スタッフが常駐していませんので、問い合わせの返信が遅れることがあります。

奈良県自閉症協会メーリングリストへのお誘い!

SNSの利用

奈良県自閉症協会ではGoogleグループを使ってメーリングリスト(ML)を行っています。役員ML asj-yakuin@googlegroups.com と会員ML asj-nara@googlegroups.com を運用しています。現在、役員MLは日常的に活発な情報交換が行われていますが、会員MLは登録されている方がいません。自閉症に関する最新の情報や会員間の相談などをリアルタイムで情報交換ができるとても便利な機能です、ぜひ全会員のみなさまが登録していただき

いとを考えます。参加希望される方はメールアドレスを事務局にお知らせください。事務局の河村の方でGoogleグループに一括登録をいたしますので、最初にメールアドレス kawafune@ares.eonet.ne.jp宛てに、件名を「ML希望」としてメールしてください。空メールでも結構ですが、お名前をお知らせすると助かります。こちらで登録後Googleからメールがあり、その後 asj-nara@googlegroups.com を宛先としてメールを送るとメンバー全員に届くようになります。とても便利です。なお、奈良県自閉症協会では、ホームページ「きずな」www.eonet.ne.jp/~asn/

フェースブック Facebook 奈良県自閉症協 Facebook LightupBlue Facebook 奈良 PECS 研究会 ケンケンパ Facebook を運用しております。URLはホームページ「きずな」に掲載されていますので一度ご覧になり各自参加してください。奈良県自閉症協会には現在全国から715名がフォローしています。Twitter・LINEの利用も考えています。日常、なかなか忙しくて集まることができませんが、これらSNSの利用で、活動をカバーしていきたいと思っています。

(事務局)

会計より..... 令和2年度会費納入のお願い

皆様、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って、今まで経験のない日常生活の制限が色々あり、変化に弱い我が子たちには、非常につらい日々ですね。年度末の締めくくりの活動も制限された中で、次年度の活動に向けて動き出さないといけないことに、戸惑っています。

さて、毎年早期の会費納入に協力いただき感謝しております。会費は会の活動の原資です。ご承知のとおり、東京本部への送金

(「いとしご」の配布・理事の東京出張旅費の負担金など)を、年度初(4/1)の在籍会員数で前払いする規定となっております。どうぞ、上記のこと等をご賢察・ご理解頂き、5月末までの会費納入にご協力のほど、よろしくお願い致します。尚、総会時5月22日(金)の、会費納入も出来ますので、宜しく願いいたします。

会費・納入先は下記のとおりです。(会費)

- ①個人正会員 ￥6000.-
- ②賛助会員 個人￥3000.-
法人￥10000.-

(振込先)

①ゆうちょ銀行
口座番号：00980-0-225697
名義：特定非営利活動法人
奈良県自閉症協会

②南都銀行郡山支店
口座番号：普通預金 1068978
名義：奈良県自閉症協会
代表者 河村舟二

振込手数料も上がっています。ご都合の良い口座に、振り込みをお願いいたします。

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定 価：100円